

小作争議調查表

No. 7

場 所	系島郡一貴山村大字田中	
	地主 小作人	一人(滿生利) 一人(橋能天野)
關係人員	關係地 種類面積	田 四反八畝十九步
地主關係團體	小作人 關係團體	全農福佐聯合會(今議選) 之所有 五反田女部
原因	昭和六年度の未納米に對し、納入の督促をせざるを以て十月三十日、七日福野地方裁判所に立件差押を申請し、執行	
要 求 事 項	昭和六年度十作米二十俵と要求	
經 過	十月二十九日、立件差押を執行し、右に依り、極力抗争せしめざるも、自己の滞納額と生活の不安を考へ、團體の交渉を排し、然るの態度に出た。是を以て世評人の仲介に依り、地主と借主の交渉を解決	
結 果	昭和七年度の滞り米は、一俵八年度より昭和十五年迄に毎年二俵、四俵交付納入。昭和八年度より各年度より作米は毎年十月末日に納入。十月三十一日立件差押を解除す	

(昭和 年 月 分)

法財團協調會福岡出張所

備 考	